

産業廃棄物処分業許可証

住所 名古屋市港区幸町1丁目46番地1

氏名 リサイクルテック・ジャパン株式会社

〔法人にあつては名称〕 代表取締役 高取 美樹 様
及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する
第14条の2第1項

名古屋市長 河村 たかし



許可の年月日 平成 30年 8月 31日

許可の有効年月日 令和 5年 7月 31日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、処分するために処理したもの（廃遊技機の手解体により生じた木くずに限る）

以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(2) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、処分するために処理したもの（廃遊技機の手解体により生じた木くずに限る）

以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(3) 中間処理（破碎）

ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(4) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類（ガラスくず及び陶磁器くずの付着物に限る、石綿含有産業廃棄物を除く）、金属くず（ガラスくず及び陶磁器くずの付着物に限る）、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(5) 中間処理（圧縮）

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）

以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

以下余白

（裏面に続く）

(6) 中間処理（破碎選別）

廃プラスチック類（ガラスくず及び陶磁器くずの付着物に限る、石綿含有産業廃棄物を除く）、
金属くず（ガラスくず及び陶磁器くずの付着物に限る）、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含
有産業廃棄物を除く）

以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

設置場所 名古屋市港区いろは町4丁目7番

設置年月日 令和3年11月20日

処理能力 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く） 2. 18 t/日（8時間）
紙くず 0. 87 t/日（8時間）
木くず 3. 75 t/日（8時間）
繊維くず 0. 86 t/日（8時間）
金属くず 3. 04 t/日（8時間）
ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
4. 35 t/日（8時間）

処分するために処理したもの（廃遊技機の手解体により生じた木くずに限る）

3. 75 t/日（8時間）

以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(2) 破碎施設

設置場所 名古屋市港区十一屋二丁目13番

設置年月日 平成23年8月20日

処理能力 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く） 1. 4 t/日（8時間）
木くず 4. 14 t/日（8時間）
金属くず 3. 45 t/日（8時間）
ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）
3. 38 t/日（8時間）

処分するために処理したもの（廃遊技機の手解体により生じた木くずに限る）

4. 14 t/日（8時間）

以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(3)-1 破碎施設

設置場所 名古屋市港区神宮寺一丁目204、205番

設置年月日 平成22年10月29日

処理能力 6. 75 t/日（15時間）

(3)-2 破碎施設

設置場所 名古屋市港区神宮寺一丁目204、205番

設置年月日 平成22年10月29日

処理能力 9. 37 t/日（15時間）

(4)-1 破碎施設

設置場所 名古屋市港区神宮寺一丁目204、205番

設置年月日 平成22年10月29日

処理能力 8. 74 t/日（15時間）

(4)-2 破碎施設

設置場所 名古屋市港区神宮寺一丁目204、205番

設置年月日 平成22年10月29日

処理能力 6. 75 t/日（15時間）

以下余白

(別紙に続く)

- (5) 圧縮施設
設置場所 名古屋市港区いろは町4丁目7番
設置年月日 平成28年 2月15日
処理能力 0.6 t/日 (8時間)
- (6) 破碎選別施設
設置場所 名古屋市港区神宮寺一丁目205番
設置年月日 平成28年 3月28日
処理能力 32.13 t/日 (8時間)

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 8月 1日 新規許可

平成20年 9月16日 更新許可

平成25年 8月15日 更新許可

平成30年 8月31日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

以下余白

